



消防 鹿角

第20号 平成18年 春季号

編集・発行：鹿角広域行政組合消防本部・消防署

鹿角広域行政組合消防本部管内

出 動 件 数
平成17年1月～平成17年12月迄
総出動件数 1,828件

火 災 等	20件
救 急	1,569件
救 助	56件
風雪水害	19件
遭難捜索	7件
そ の 他	157件

今号の特集

「住宅火災警報器の取り付けについて」
「A E D で 救 え る 命」



八幡平白欠自治会で行われた住民防火運動の一コマ

災害情報のお知らせ

鹿角消防のホームページで鹿角で発生した火災や災害の最新情報を見ることができます。他にも消防防災に関する情報を掲載していますので、どうぞご利用下さい。

ホームページアドレス <http://www.fdkazuno.jp>
携帯電話用災害情報サイト <http://www.fdkazuno.jp/keitai>



【携帯電話サイト用QRコード】



eメールによる「災害・火災情報」の配信サービスを3月中旬に開始予定です。このサービスは、お持ちの携帯電話やパソコンに鹿角で発生した災害情報をeメールで配信します。サービスをご利用される方は、登録が必要です。下記のメールアドレスへ氏名・登録するメールアドレス・連絡先の電話番号を明記して送信してください。システムが整いましたら、情報配信を開始します。

eメールアドレス info@fdkazuno.jp

八幡平分駐所が消防署に統合

<4月1日から運用を開始します>

昭和56年に開設された八幡平谷内地区にある八幡平分駐所（職員1名勤務）が、増加する救急救助事案などへの出動体制強化、消防力の効率的な運用を図るために消防署に統合されます。

火災などが発生した場合のサイレンは、消防署から遠隔操作で吹鳴して地域の皆さんにお知らせします。

また、消防団員には携帯電話による「災害情報メール」で配信する方法を取り入れております。谷内以南の交通事故などには、救急車と救助工作車又はポンプ車などを同時に出動させて消防力を強化します。

問い合わせは、消防本部総務課(30-0254)または警防予防課まで。(30-0255)

消防団員募集中

郷土の財産を自らの手で守る地域防災のリーダーである消防団員としてあなたも参加しませんか。

問い合わせは消防本部総務課、または小坂町役場町民課(29-2400)まで。

春の火災予防運動

火災が発生しやすい気候になり、春の火災予防運動を4月2日（日）から4月8日（土）まで実施します。4月2日の早朝に消防団による火災想定訓練が行われ、訓練終了後には消防車がサイレンを鳴らしながら防火パレードを行います。

また、火災予防週間中は朝夕7時にサイレンまたは警鐘が鳴りますので、火災と間違わないように注意してください。



消防通信

龍吐水

全国消防団員意見発表会に出場

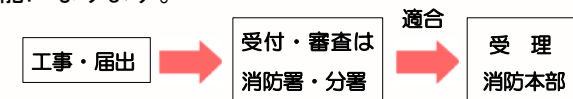
<優良賞を受賞>

「平成17年度全国消防団員意見発表会」が2月24日に東京都の日本消防会館（ニッショーホール）で開催され、八幡平第3分団第2部（湯瀬）班長の阿部國博さんが北海道・東北ブロック代表で出場し、見事に優良賞を受賞しました。「全国の消防団員の仲間との出会い」の演題で、全国の消防団員と熱く語り合っ感じた誇り、悲惨な災害を減少させるために地域との密接な関わりを持つことの大切さを発表しました。



液化石油ガス設備工事の届出は消防本部で

液化石油ガス設備工事届と特定液化石油ガス設備工事業開始届は平成18年4月1日から秋田県の事務から当消防本部・消防署で直接行うことになりました。これにより、事業者の方の許認可手続きが迅速になり、利便性の向上を図ることが可能になります。



- ①対象の施設：1,000㎡以上の事業所や学校、病院、アパートなど
- ②貯蔵量：ボンベ貯蔵の場合 500kgを超え 3,000kg未満
バルク貯蔵の場合 500kgを超え 1,000kg未満

※ただし、事業の開始・変更・廃止届の受付受理は直接消防本部で行いますので、お間違いのないようにしてください。

連絡・問い合わせ先

◎消防本部・消防署 電話 23-5601
◎小坂分署 電話 29-2119

◎十和田分署 電話 35-2006
みなさんからのご意見をお待ちしています

AEDで救える命

AEDとは自動体外式除細動器の略で、ケイレンを起こした状態（心室細動など）で血液を送れない心臓を、電気ショックで正常な状態に戻す機械です。全国各地の空港やイベント会場などに設置されていて、一般の方も使用できます。（昨年、鹿角市で開催された秋田県種苗交換会の会場には、2台のAEDが設置されました。）

今後、AEDが普及し、皆さんの目に触れる機会が増えてきます。下記のイラストだけでは説明できない事がありますので、ぜひAEDを取り入れた心肺蘇生法の講習を受けてみませんか。

詳しくは消防署・分署の救急担当までお問い合わせ下さい。

AED

① 意識がなければ助けを呼ぶ

119番をお願いします!!
AEDを持ってきてください!!

② 呼吸の確認

あごを上げ、口元にほほを寄せ、呼吸の確認をします。

③ 呼吸がなければ、2回の人工呼吸

※空気がもれないよう、鼻をつまみましょう

AEDと心肺蘇生法で救える命があります!!

⑤ AEDで電気ショック

AEDが到着したらパットを張り付けて、倒れている人から離れます。その後はAEDの音声に従ってください。
救急隊が到着するまで、あなたが救命処置を続けましょう。

④ 息・せき・体の動きがなければ

15回の心臓マッサージ

※AEDが使用できるまで2回の人工呼吸と15回の心臓マッサージを繰り返してください。

アメリカン航空によれば、旅客機内に除細動器を搭載するようになって以来7年間、機内で心臓マヒの乗客を救った例は50件になった。この7年間に除細動処置を受けた乗客は89人で、蘇生率は56%です。

AEDで乗客
50人を救命

市民マラソンで、レース中に倒れて心肺停止になった70歳の男性が、AEDによる心臓への電気ショックで命を取り留めました。後ろを走っていた参加ランナーの4名が倒れた男性に駆け寄り、協力して心臓マッサージと人工呼吸を始めました。その後、救護車に積載されていたAEDを使用し、倒れてから数分で電気ショックを施したところ心拍と呼吸が回復しました。

AEDが心肺停止
ランナーの
命を救う

住宅用火災警報器の取り付け場所について説明します

取り付け場所について

新築住宅は平成18年6月1日から設置義務、
既存住宅は平成23年5月31日まで設置義務です。

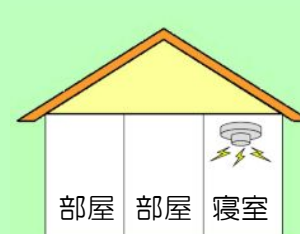
まずは寝室をチェック

就寝に使用する部屋に設置します。
（普段就寝している部屋のことで、来客が就寝するような部屋は除きます。）

次に階段をチェック

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁に設置します。

1階建の場合



寝室のみ

2階建の場合



2階にのみ寝室があるとき



1階にのみ寝室があるとき（階段は不要）



1・2階に寝室があるとき

3階建の場合

3階以上の住宅の取付基準については、消防署の予防担当にお問い合わせ下さい。

その他

火災警報器を設置する必要がなかった階で、寝室を除く4畳半（7㎡）以上の部屋が5以上ある場合は廊下に設置が必要です。
また、火を取り扱う台所へは取り付けをおすすめします。（任意）



～寝室以外の部屋

取り付けについて

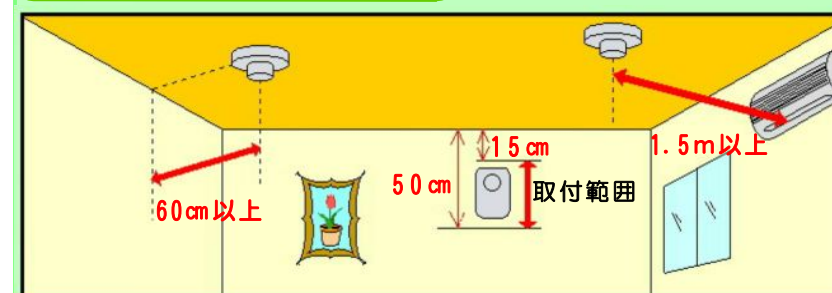
電池交換タイプは、ご自分で取り付けできますが、配線が必要な場合は専門家にご相談下さい。

購入時の注意

消防署では訪問販売は行っていません。不正な価格、無理強い販売などを行う業者に注意が必要です。（住宅用火災警報器はクーリングオフの対象になります。）

購入時は「NS」マークや「UL」マーク（アメリカ規格品）付きのものを購入の目安にしてください。

取り付け位置について



天井に取り付ける場合

○壁や家具などからは60cm以上離れた位置に設置。
○エアコンや換気扇などの吹き出し口からは1.5m以上離れた位置に設置。

壁に取り付ける場合

○壁面取り付けタイプは天井からは15cm以上、50cm以内の場所に設置。



取り付け位置
に注意してね

